

別表第1

補助対象経費

補助事業の種類	補助対象経費		補助率
(1) 返礼品開発事業※1	謝金	外部の専門家から指導を受けた場合の謝金	補助対象経費の4分の3以内 (千円未満は切り捨て)で1事業者あたり200万円を上限とする。
	交通費	外部の専門家に支払う旅費	
	消耗品	事業に必要な消耗品の購入費	
	運搬費	原材料、資材、試作品等の送付に係る送料	
	委託料	試作品等の外注加工費	
	手数料	各種許認可等の取得費、成分分析、検査費用	
	原材料費	試作品に使用する原材料費	
	賃借料	機器リース料等(申請日から当該年度の実績までに支払うリース料等に限る。)	
	備品購入費	返礼品の製造に必要な備品の購入費 (役務の提供を行う返礼品の開発に係る備品の購入は対象としない)	
その他	町長が必要と認める経費		
(2) 返礼品パッケージ等作成事業※1	謝金	外部の専門家から指導を受けた場合の謝金	補助対象経費の4分の3以内 (千円未満は切り捨て)で1事業者あたり50万円を上限とする。
	交通費	外部の専門家に支払う旅費	
	消耗品	事業に必要な消耗品の購入費	
	印刷費	包装紙、シール、商品ラベル等の印刷費	
	運搬費	資材、試作品等の送付に係る送料	
	委託料	パッケージ等デザイン委託料、試作品等の外注加工費	
	原材料費	返礼品パッケージに使用する原材料費	
	その他	町長が必要と認める経費	
(3) 返礼品ページ作成事業	謝金	外部の専門家から指導を受けた場合の謝金	補助対象経費の4分の3以内 (千円未満は切り捨て)で1返礼品※2につき2万円を上限とする。
	交通費	外部の専門家に支払う旅費	
	消耗品	事業に必要な消耗品の購入費	
	運搬費	返礼品の送付に係る送料	
	委託費	写真撮影、画像加工、文章作成等に係る委託料	
	その他	町長が必要と認める経費	

※1 (1)、(2)へ申請できる回数は申請年度において、1補助対象者1回限りとする。

※2 1返礼品とは、容量や状態に関わらず1つの商品名につき1件とする。